

平成31年度答申第2号
平成31年4月25日

諮問番号 平成30年度諮問第90号（平成31年3月6日諮問）
審査庁 環境大臣
事件名 産業廃棄物収集運搬業許可申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、平成30年3月29日、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）14条1項の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可を求める申請（以下「本件許可申請」という。）をした。

（産業廃棄物収集運搬業許可申請書）

- (2) 処分庁は、平成30年4月13日付けで、A警察本部長に対し、法23条の3第1項の規定に基づき、審査請求人に関する法14条5項2号ロからへまでに該当する事由の有無について意見を聴取した。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴取について）

- (3) A警察本部長は、平成30年4月23日、処分庁に対し、上記(2)について、法14条5項2号ロに該当する事由があると認められる旨を回答

した。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見について)

(4) 処分庁は、平成30年5月2日付けで、審査請求人に対し、本件許可申請について、審査請求人は法14条5項2号ロに該当するとの理由により、許可しないとする処分(以下「本件不許可処分」という。)をした。

(産業廃棄物収集運搬業許可申請に対する不許可処分について(通知))

(5) 審査請求人は、平成30年6月12日付けで、審査庁に対し、本件不許可処分の取消しを求めて審査請求した。

(許可申請書と称する文書、審査請求書)

(6) 審査庁は、平成31年3月6日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書)

2 関係する法令の定め

(1) 法14条1項は、産業廃棄物収集運搬業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない旨を定め、同条5項は、都道府県知事は、上記の許可の申請が同項1号及び2号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない旨を定める。そして、同項2号は、申請者が同号イからへまでのいずれにも該当しないこととの要件(以下「欠格要件」という。)を定めており、そのうちロは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)2条6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)を掲げる。

(2) 法23条の3第1項は、都道府県知事は、法14条1項の許可をしようとするときは、同条5項2号ロからへまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする旨を定める。

3 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を暴力団員等とみなし、産業廃棄物収集運搬業の許可申請を不許可とした。足に障害もあり、できる仕事が限られている中で、真面目に仕事に取り組もうと頑張っているが、許可が得られなければ、仕事で必要となる産業廃棄物収集運搬業ができない。日本国憲法11条、14条の規定に違反しており、違法である。審査請求人は法的権利を侵害されている。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は、審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

- 1 処分庁は、審査請求人について、法14条5項2号口の規定に該当する事由があると認められる旨のA警察本部長の回答を踏まえて不許可処分を行ったものであり、審査請求人も自らが暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当することを認めている。したがって、本件不許可処分は、法令の規定に従い適正になされたものであると認められ、何ら違法又は不当な点は存在しない。
- 2 この点について、審査請求人は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を暴力団員である者と同様に扱い、本件不許可処分を行うことは、憲法11条（基本的人権の享有）及び14条1項（法の下での平等）に違反すると主張しているものと解される。しかし、この点についての判断は、原則として違憲立法審査権（憲法81条）を有する裁判所に委ねられた事項であり、本件審査請求においては、行政機関である審査庁は、法14条5項2号口の規定が憲法に適合していることを前提として法の執行を行うべき立場にあるというべきである。したがって、審査請求人の主張は採用できない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、平成31年3月6日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同年4月19日及び同月23日の計2回の調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成30年6月21日付けで、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課主査であるPを指名し、同日付けでその旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成30年6月21日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年7月17日までに弁明書及び証拠書類等を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成30年7月9日付けで、審理員に対し、弁明書及び同添付資料を提出した。審理員は、同月18日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書及び証拠書類等を提出する場合には同年8月10日までに提出するよう求めた。

ウ 審理員は、上記イの期限までに審査請求人から反論書等の提出がなさ

れなかったことから、平成30年9月21日付けで、反論書及び証拠書類等を同年10月30日までに提出するよう求めるとともに、同日までにこれらが提出されない場合は、審理手続を終結することがある旨を通知した。

エ 審理員は、上記ウの期限までに審査請求人から反論書等の提出がなされなかったことから、平成30年12月12日付けで、反論書及び証拠書類等を平成31年1月18日までに提出するよう求めるとともに、同日までにこれらが提出されない場合は、審理手続を終結する旨を通知した。

オ 審理員は、上記エの期限までに審査請求人から反論書等の提出がなされなかったことから、平成31年2月12日付けで、審理関係人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を同月19日とした旨通知した。

カ 審理員は、平成31年2月19日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不許可処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可制度について、法14条5項2号は、申請者の欠格要件として、法7条5項4号イからトまでのいずれかに該当する者（成年被後見人等）、暴力団員等、法人で役員等に暴力団員等該当者があるものなどの法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化し、これらの要件に該当する者については許可をしてはならない旨を定める。そして、法23条の3第1項は、特に、暴力団員等に該当する事由の有無については、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする旨を定める。

処分庁は、A警察本部長の意見を聴取した上で、審査請求人が法14条5項2号ロ（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）に該当するものと認めて本件不許可処分をしたものであるところ、審査請求人が本件不許可処分後に審査庁に提出した「許可申請書」と題する書面によれば、審査請求人は、3年前に暴力団と疑われる団体から一切手を引いたなどとして、暴力団員でなくなった日から5年を経過していないことを自認しており、法14条5項2号ロに該当することについて争いは

なく、本件不許可処分が違法又は不当ではないことは明らかである。

- (2) 審査請求人は、本件不許可処分は日本国憲法 11 条（基本的人権の享有）及び 14 条（法の下での平等）に違反すると主張する。これを、本件不許可処分の根拠となる法 14 条 5 項 2 号口の規定が違憲であると主張しているものと解したとしても、その根拠は必ずしも明らかではない。

上記（1）のとおり、法は、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者の一般的適性を欠格要件として定めてこれらの者を排除するとともに、特に、暴力団員等に該当する事由の有無については、暴力団員等に係る情報を有する専門機関である警視総監又は道府県警察本部長から意見聴取する手続を設けることでその判断の確実性を担保したものと解され、本件不許可処分はこれらの法の規定に則してされた妥当な処分であると認められるのであって、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件不許可処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第 3 部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹